

社会福祉法人ひばり役員及び評議員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひばりの評議員及び役員の報酬ならびに費用弁償について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬の体系)

第3条 常勤（週4日以上勤務）役員の報酬は月額報酬とし、評議員及び非常勤役員については日額報酬とする。

ただし、施設職員兼務役員については、職員給与規程により支給し、報酬等は支給しない。

(報酬の支給及び支給日)

第4条 評議員が評議員会に出席したとき及び非常勤役員が理事会に出席したときには、別表1により報酬及び交通費を支給する。

- 2 交通費は、その実費を支給する。
- 3 常勤役員等の月額報酬等は、その月の月額の金額を毎月20日に支給する。
- 4 評議員及び非常勤役員の報酬及び交通費は評議員会、理事会等の都度支払うこととする。

(評議員及び理事の報酬)

第5条 常勤（4日以上勤務）役員の月額報酬額は、次のとおりとする。

理事長は月額 256,000円

副理事長（業務執行理事）は月額 204,800円

- 2 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設等の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支給する。
- 3 非常勤役員が理事会出席以外で法人及び施設等の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支給する。
- 4 交通費は、その実費を支給する。

(監事監査の報酬)

第6条 監事が法人及び施設等の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び交通費を支給する。

2 交通費は、その実費を支給する。

(評議員選任・解任委員会委員の報酬)

第7条 評議員選任・解任委員会委員が委員会に出席したときは、別表3により報酬及び交通費を支給する。

2 交通費は、その実費を支給する。

3 評議員選任・解任委員会委員の報酬及び交通費は委員会開催の都度、支払うこととする。

(報酬の支給)

第8条 評議員及び役員の報酬は、直接評議員及び役員に支払うものとする。

ただし、法令に基づき評議員及び役員の報酬から控除すべき金額のある場合には、その評議員及び役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 報酬の支払額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(適用除外)

第9条 施設等の職員を兼務する役員及び評議員には、この規程を適用しない。

ただし、本来業務と切り離して、役員及び評議員として、もっぱら法人業務のために出張する場合はこの限りではない。

(改正)

第10条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会に諮問し、評議員会の議決を得なければならない。

付則

1 この規程は、平成24年5月29日より適用する。

平成26年4月1日 一部改正

平成29年4月1日 一部改正

別表 1

名称	区分	報酬	交通費
評議員会出席報酬等	評議員	10,000円	実費
理事会等出席報酬	理事長	20,000円	実費
	副理事長	16,000円	実費
	理事長、副理事長を除く役員	10,000円	実費

別表 2

名称	区分	報酬	交通費
監事監査指導報酬等	監事	10,000円	実費

別表 3

名称	区分	報酬	交通費
評議員選任・解任委員会委員報酬等	評議員選任・解任委員会委員	10,000円	実費